

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジюме訂正情報

法理解促進レジюме「ネコ・レジ」〈2025年度版〉

(2024年合格目標 合格講座本論編/中上級講座ほか 講義使用教材)

(2024/11/12 現在)

2024年合格目標 合格講座本論編等の講義使用教材である「2024年版 法理解促進レジюме 猫の手も借りたい人に「ネコ・レジ」」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

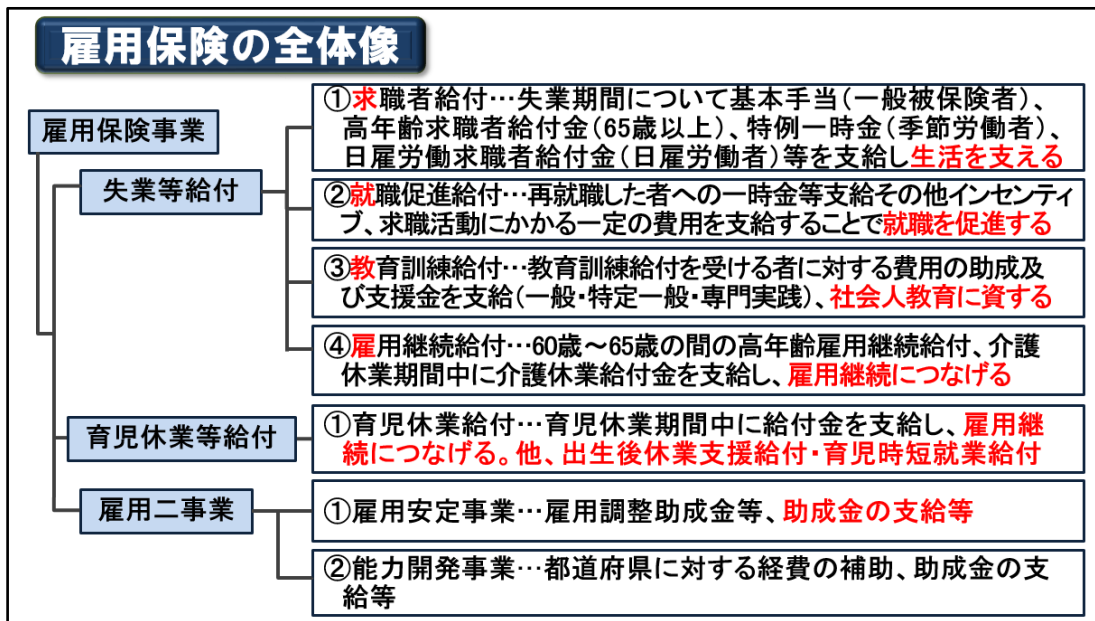
※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

・ 2024/11/12 更新分… p.1~3

【2024/11/12 更新分】

雇用保険法 (RU25084)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P2 上図 (No. 01-02)	※下記に差し替え



	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P8 下図 (No. 01-15)	※下記に差し替え

雇用保険の目的

※選択式注意！

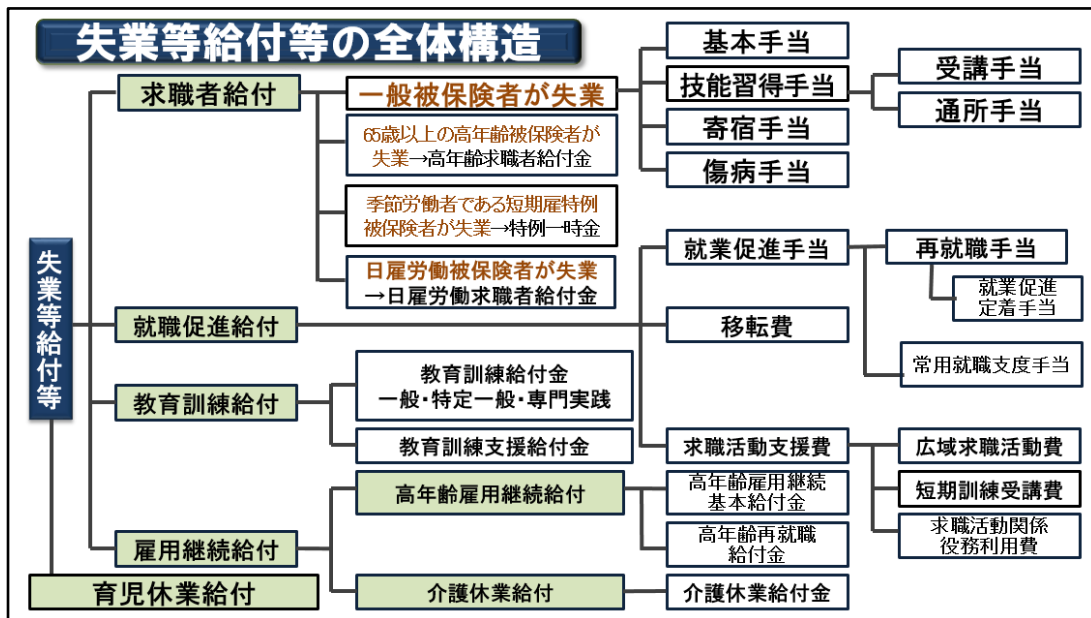
第1条(目的)

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について**雇用の継続が困難**となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する**教育訓練**を受けた場合並びに**労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に**必要な給付を行うことにより、労働者の**生活及び雇用の安定**を図るとともに、求職活動を容易にする等その**就職を促進**し、あわせて、労働者の**職業の安定**に資するため、**失業の予防**、**雇用状態の是正**、及び**雇用機会の増大** 労働者の能力の開発及び向上その他労働者の**福祉の増進**を図ることを目的とする。

条文のあらわす給付等

- ・労働者が失業した場合→**失業等給付**
- ・雇用の継続が困難となる事由が生じた場合→**雇用継続給付(高齢・介護)**
- ・自ら職業に関する教育訓練を受けた場合→**教育訓練給付**
- ・子を養育するための休業をした場合→**育児休業給付**
- ・所定労働時間を短縮することによる就業をした場合→**育児時短就業給付**
- ・求職活動を容易にする等その就職を促進→**就職促進給付**
- ・失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大→**雇用安定事業**
- ・労働者の能力の開発及び向上→**能力開発事業**

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P9 下図 (No. 02-01)	※下記に差し替え



以上